

2023年3月1日

東京都江東区豊洲三丁目1番1号  
株式会社 IHI  
代表取締役社長 井手 博

千葉市中央区出洲港17番2号  
千葉倉庫株式会社  
代表取締役 花島 剛

会社法第791条第1項第1号および同法第801条第3項第2号に規定する書面

株式会社 IHI（以下、「承継会社」という。）と千葉倉庫株式会社（以下、「分割会社」という。）は、2023年1月30日付吸収分割契約書に基づき、2023年3月1日を効力発生日とする吸収分割（以下、「本吸収分割」という。）を行ないました。

本吸収分割に関し、会社法第791条第1項第1号および同法第801条第3項第2号ならびに同法施行規則（以下、「規則」という。）第189条に定める事項は下記のとおりです。

#### 記

1. 吸収分割が効力を生じた日（規則第189条第1号）

2023年3月1日

2. 吸収分割会社における事項（規則第189条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続きの経過

該当する事項はありません。

(2) 会社法第785条の規定による手続きの経過

該当する事項はありません。

(3) 会社法第787条の規定による手続きの経過

分割会社は、新株予約権を発行していないため、該当する事項はありません。

(4) 会社法第789条の規定による手続きの経過

分割会社は、会社法第789条第2項および第3項の規定により、2023年1月31日付官報に掲載する方法および同日付日刊工業新聞に掲載する方法で、同社の債権者に対して本吸収分割について異議申述の公告を行ないましたが、同条第1項の規定による異議申述を行なった債権者はいませんでした。

3. 吸収分割承継会社における事項（規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続きの経過

本吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項に定める場合に該当することから、同法第 796 条の 2 柱書但書の規定により、反対株主の差止請求権は生じません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続きの経過

本吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項に定める場合に該当することから、同法第 797 条第 1 項但書の規定により、反対株主の株式買取請求権は生じません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続きの経過

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項および第 3 項の規定により、2023 年 1 月 31 日付の官報に掲載する方法および同日付の電子公告に掲載する方法で、承継会社の債権者に対して、本吸収分割について異議申述の公告を行ないましたが、同条第 1 項の規定による異議申述を行なった債権者はいませんでした。

4. 吸収分割により、吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本効力発生日をもって、分割会社の不動産賃貸業に関する資産その他の権利義務を承継しました。これにより、承継した資産の額は 800 百万円、負債の額は 141 百万円（いずれも概算値）です。

5. 会社法第 923 条の変更を登記した日（規則第 189 条第 5 号）

本吸収分割による変更の登記は、2023 年 3 月 8 日を予定しております。

6. 前各号に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項（規則第 189 条第 6 号）

該当する事項はありません。

以 上